

【参考】東京都消費者教育推進計画 (一部抜粋)】

- 学習指導要領に基づく消費者教育
- 学校向け出前講座
- 消費者教育用教材の作成・活用
- 学校教員向けの講座
- 学校教員向けの情報誌の発行
- 環境教育に関する教職員向け研修会
- 事業者・事業者団体・民間ADR機関等と連携した教職員への支援
- 児童等に対する防火防災教育
- 出前計量教室

このような施策を実施するのは、大学生・社会人になる前の小学生期・中学生期・高校生期における消費者教育が非常に重要であるとの考えが背景にあるものと考えられる。したがって、このような施策を円滑かつ有効に推進していくためには、公立学校等を所管する教育庁との連携が重要かつ不可欠であると考えられる。このような観点から、教育庁との連携を確認したところ、(i) 教育庁職員が消費者教育推進協議会に委員として参加、(ii) 消費生活総合センターが学校に消費者教育教材や指導書等を配布、(iii) 消費生活総合センターが義務教育特別支援教育指導課(平成27年4月1日から義務教育指導課となった。) 事業説明会や都立高等学校副校長連絡会でPR、(iv) 教育庁指導部推薦者による製作物の監修などが挙げられる。

② 東京都消費者教育アクションプログラム

消費生活部は、推進計画の具体的な取組について「東京都消費者教育アクションプログラム」(以下、「アクションプログラム」という。)を策定している。都は、アクションプログラムを毎年度改定し、大学や企業等との連携を強化しながら実施しているところである。

ここで、アクションプログラムにおいて記載がある具体的な施策とその平成26年度の実績は、表D4-4-13のとおりである。

表D4-4-13 アクションプログラムにおける消費者教育の施策(ライフスタイルごとの取組)

施策名	取組実績 (平成26年度)	
	主な取組 (要約)	回数・時期等
若者向け悪質商法被害防止キャンペーン	若者向け悪質商法被害防止キャンペーンの実施	平成27年1月～3月
若者向けに悪質商法の手口を分かりやすく紹介する効果的な取組	悪質商法をテーマに芸人が作った漫才・コントをネット動画で公開	公開収録イベント(平成26年12月) ネット動画配信(平成27年1月)
大学生等が集まる機会を活用した出前講座	新入生ガイダンス等への講師派遣	37回 (13 大学、受講者数 7,649 人) (うちミニ出前講座 9 回)
大学生協等と連携した大学生向けセミナー	若者向け消費者教育セミナーの実施	2回(受講者数73人)
新社会人向け消費者教育教材の作成・提供や出前講座	新入社員研修等に講師派遣 若者向け消費者読本を配布	13回(受講者数1,779人) 平成27年3月から配布
スマートフォン用ゲームアプリの活用	ゲーム画面上部に流れるテロップを活用した、消費生活関連情報の発信	配信情報数255件
ホームページ「東京くらしWEB」のスマートフォン向けサイトによる消費生活関連情報の提供	・ホームページのスマートフォン対応 ・注意喚起情報をスマートフォン利用者への情報発信	平成26年10月から
高齢者悪質商法被害防止キャンペーン	高齢者悪質商法被害防止キャンペーンの実施	平成26年9月
介護事業者向けの出前講座	介護事業者等高齢者を見守る立場の人を対象に講座を実施	200件(受講者数6,002名)
高齢者が集まる機会を利用した出前講座・出前寄席	介護施設、老人会、町内会等において、出前講座、出前寄席を実施	出前講座37回 (老人クラブ等34団体、受講者数1,184人) 出前寄席143回(参加者数8,964人)
高齢者向けに悪質商法の手口等を分かりやすく紹介する効果的な取組	受講者参加型の再現ドラマ付出前講座を実施	11回(受講者数925人)

生活協同組合等と連携した高齢者向け消費者教育セミナーの実施	高齢者の消費者被害防止をテーマとした講演会等を実施	3回（受講者数310人）
地域における高齢者見守りのネットワークづくり支援	各区市町村における高齢者見守りネットワークの状況調査を実施。それを踏まえ、区市町村に対する支援メニューを取りまとめ	平成26年4月（アンケート調査実施） 平成26年9月～12月（ヒアリング調査実施）
子供の事故防止に向けた情報発信・普及啓発	子供の安全に配慮した商品見本市を実施 子育て世代が多く集まる各種イベント、消費生活等で、保護者や子供に体験型の啓発を実施	平成26年11月 延べ参加者数4,540人 本所防災館ホールでアンケートこともばうさいたいけん（平成26年5月） 丸の内キッズジャズボリー（平成26年8月） くらしフェスタ東京（平成26年10月） 子供未来とうきょうメッセ（平成26年12月）
子育て支援団体等とのネットワークを活用した啓発	「セーフティグッズフェア with サイエンスアゴラ 2014」において、体験型ワークショップを実施	延べ18回
幼児等を対象とした事故防止ガイドの活用等	「乳幼児の転落・転倒事故防止ガイド」を作成し、幼稚園、保育所、保健所等へ配布	平成26年10月作成 40,000部配布

（「東京都消費者教育アクションプログラム」より抜粋）

表 D4-4-13 のとおり、アクションプログラムには、小学生期・中学生期・高校生期における消費者教育の具体的な取組や目標がない。そもそも、このアクションプログラムは、推進計画の具体的な取組・目標を示すものであるから、小学生期・中学生期・高校生期における消費者教育という点で、推進計画と不整合である。この点を消費生活部に質問したところ、「推進計画は都における消費者教育を体系的に推進していくため策定したものであるため、幼児期から高齢期までライフステージごとの取組を記載している。アクションプログラムは、若者が多く集まることや一人暮らしの高齢者が多いという東京の特性を踏まえ、

推進計画の中で特に重点的に取り組む世代・テーマ等を定めたものである。小学生期・中学生期・高校生期については、学習指導要領に基づき、消費者教育に取り組んでいるところである。一方、大学生、若手社会人、高齢者については、消費者教育を受ける機会そのものが少ないため重点的に取り組むこととしたものである。」との回答を得た。しかしながら、推進計画では消費者教育の現状について以下のような記載がされている。

【(参考) 東京都消費者教育推進計画（一部抜粋）】

第2章 消費者教育の現状に対する基本認識

都内では、学習指導要領に基づく学校での消費者教育、行政の消費生活部門が中心となつて実施する様々な講座等による社会人向けの消費者教育などが実施されています。しかし、幼児期から高齢期に至るまでの体系的な消費者教育を、対象者の年齢や特性などのライフステージに応じてきめ細かく実施しているとまでは言えない状況にあります。

基本計画では、「ライフステージに応じた消費者教育の推進」を重点施策として掲げています。

そこで、都は、国、区市町村、消費者団体、事業者団体など消費者教育の実施主体との連携を一層強化しながら、体系的な消費者教育を推進するとともに、区市町村の消費者教育の推進を支援し、東京都内全域における消費者教育の水準の向上を図る必要があります。

1 学校における消費者教育の現状

(1) 小・中・高等学校
学校教育現場においては、学習指導要領に基づき、授業が実施されています。

平成20年及び21年に改訂された、小・中・高等学校の学習指導要領において、社会科、公民科、家庭科及び技術・家庭科などを中心に、消費者教育に関する教育内容の充実が図られています。

多くの学校では、消費者教育の授業が行われていますが、都が平成24年度に実施した「消費者教育に関する実施状況調査」によると、消費者教育の推進には取り組むべき課題があることがわかります。（以下略）

このように、学習指導要領の改訂によつてもなお、消費者教育には現状で取り組むべき課題があるという認識であるのに、「学習指導要領に基づき、消費者教育に取り組んでいる」ためアクションプログラムに織り込まないのは矛盾していると考えられる。

③ 都内の市町村の消費生活センターからの意見について

都内の市町村消費生活センターの所長により組織される市町村消費生活センター所長会の議事録を閲覧したところ、消費者教育について、表 D4-4-14 のような意見が寄せられていることが判明した。

表 D4-4-14 市町村消費生活センター所長会の議事録

市	消費者教育の連携状況
A市	教育委員会に出前講座の実施を持ちかけたが断られ、それ以来動きが無い。
B市	学校は年間の行事が決まっっていて入り込めない。校長会において資料を配り説明する必要があるため、ハードルが高い。
C市	特に教育委員会と調整したことはない。
D市	教材として良い資料があるので、家庭科の先生向けに独自に校長会に打診し、配ってほしいと考えている。
E市	校長会で学校でも出前授業をPRしたところ、一つの中学校から話をもらい実施した。1年生を対象に総合授業の枠を1時間使い、実施した。反応は非常に好評だが、次につながる学校はまだない。
F市	教育委員会との関わりについて報告を受けていない。
G市	平成26年度に市内公立小学校全校の新5年生を対象に出前授業を行うことになった。数年前より、小学生向け副読本を配布しており、それを使って授業を行うことを校長会で提案したものの、カリキュラムを理由に話が進まなかった。平成25年度の副読本の内容が情報モラル教育の面があり、教育委員会指導課のニーズと一致していたため話が進んだ。
H市	教育委員会に依頼し、小学校5年生と中学校2年生に対し、夏休み前に資料を配布した。
I市	中学校1校に対し、相談員が学校に出向いてスマートフォンほか2、3台を説明した。他の中学に広げたいが、教育委員会より個々の学校の校長先生の意向を踏まえないと難しい面がある。
J市	文部科学省が教育委員会あてに出した調査について、教育委員会の回答をみると、消費者教育は消費者行政部門で一括して行うから特に対応は必要ないという姿勢を感じる。学校との連携もなかなか切り出せない。
K市	教育委員会を通じて学校に情報提供している。
L市	教育委員会に協議会の話を持って行ったが、カリキュラムの関係で入り込めないというようなことを言われ、その後進んでいない。

(平成25年度第2回市町村消費生活センター所長会の議事録より監査人が抜粋・要約)

このような意見が寄せられているということは、市の消費生活センターにおいては、それぞれの市の教育委員会や学校との連携が十分にできず、それを課題と認識し、その連携の在り方を模索していることがうかがえる。消費生活総合センターは、消費者教育に関して、教育庁との連携に課題があると言わざるを得ない。すなわち、小学生期・中学生期・高校生期における消費者教育は重要であり、これに関しては前述のとおり消費生活総合センターは教材等の作成における協力など、市の消費生活センター等は連携しているものの、各市の消費生活センターの小・中学校レベルの活動が有効に機能していない面があることから、ここに生活文化局と教育庁が連携し、この小・中学校レベルの活動を強く支援することが必要であると考えられる。

(意見2-25) 消費者教育に関する教育庁との連携推進について

消費生活部は、消費者が直面する様々な課題を解決し、都民の消費生活の安定と向上を図ることを目的として、平成25年3月に東京都消費生活基本計画を改定した。その中で、消費者教育を重要な柱として「東京都消費者教育推進計画」を定め、消費者教育に取り組んでいる。この取組のうち、小学生期・中学生期・高校生期における消費者教育については、学校現場への支援として、消費生活総合センターは消費者教育教材の作成・提供、講師を派遣して行う出前講座、教員向け講座などを実施しているが、実際には、区市町村立小・中学校における普及活動が十分に推進されていないという意見も多く寄せられているところであることから、区市町村が設置する消費生活センター及び区市町村教育委員会の連携を強化するよう、消費生活部は教育庁と全庁的に連携し、この普及活動を更に推進する体制を構築することとされたい。

また、小学生期・中学生期・高校生期における消費者教育に関する取組については、毎年度作成する「東京都消費者教育アクションプログラム」に織り込まれていないが、有効性・経済性の観点から、今後は当該プログラムに具体的な施策の計画を織り込んだ上で、その実績を評価し、必要な改善策を実施することとされたい。

5. 公衆浴場対策について

(1) 公衆浴場の概要について

公衆浴場法第1条において、公衆浴場とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用し、公衆を入浴させる施設であり、これらの営業を行う場合には公衆浴場法に基づき都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあつては、市長又は区長）の許可を得なければならない、と規定されている。

公衆浴場法の適用を受ける公衆浴場は、一般公衆浴場とその他の公衆浴場がある。このうち、消費生活部が事業の対象としているのは、一般公衆浴場の入浴料金統制額の指定及び各種助成策の実施である。

表 D4-5-1 公衆浴場の種類

種類	内容
一般公衆浴場	地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設。 物価統制令によって入浴料金が統制されている、いわゆる「銭湯」、老人福祉センターの浴場等
その他の公衆浴場	保養・休養を目的としたヘルスセンター・健康ランド型のもの、ゴルフ場やアスレチックジム等スポーツ施設に併設されるもの、工場等に設けられた福利厚生のための浴場、サウナ、個室付き公衆浴場、移動入浴車、エヌテイエックサロンの混風呂等がある。 (厚生労働省ホームページより監査人が作成)

(2) 東京都の公衆浴場の現状について

都内の公衆浴場及び公衆浴場利用者は、表 D4-5-2 及び表 D4-5-3 のとおり、年々減少している。その理由を消費生活部に質問したところ、以下の回答を得た。

- ・施設設備の老朽化（更新には多額の資金が必要）
- ・浴場事業者の高齢化（事業者の半数以上は70歳以上）
- ・後継者不足（3割以上の浴場は後継者がいない）
- ・自家風呂の普及、スーパー銭湯等類似入浴施設との競合による利用者の減少

表 D4-5-2 都内の公衆浴場数の推移

年	23区	市町村	計
平成16年	976	101	1,077
平成17年	931	94	1,025
平成18年	873	90	963
平成19年	837	86	923
平成20年	797	82	879
平成21年	762	78	840
平成22年	730	71	801
平成23年	698	68	766
平成24年	675	66	741
平成25年	645	61	706
平成26年	612	57	669

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(注) 浴場数は各年12月末現在。

表 D4-5-3 都内の公衆浴場利用者数の推移

年	年間延べ利用者数 (千人)	一浴場一日当たりの 平均入浴人員 (人)	自家風呂保有率 (%)
平成16年	45,676	136	-
平成17年	42,558	134	-
平成18年	39,273	131	-
平成19年	36,218	126	-
平成20年	33,815	124	97.6
平成21年	31,605	122	-
平成22年	30,204	122	-
平成23年	28,519	120	-
平成24年	27,687	120	-
平成25年	26,169	119	- (※)
平成26年	25,007	120	-

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(注1) 年間延べ利用者数は、各年1月から12月の利用者を集計している。

(注2) 自家風呂保有率については、5年に1回実施される総務省の住宅・土地統計調査を利用した。

※ 平成25年実施の「住宅・土地統計調査」では、浴室の有無について調査は行われていない。

(3) 公衆浴場の入浴料金統制額について

公衆浴場の入浴料金は、物価統制令に基づき統制料金となっており、統制額の指定に当たっては、東京都公衆浴場対策協議会(以下、「浴場協議会」という。)に検討を依頼し、その意見を参考に、都知事が指定している。

平成26年度東京都公衆浴場入浴料金の統制額(税込)は、大人料金が450円から460円に改定されている。

表 D4-5-4 入浴料金統制額(税込)の改定

対象	改定前	改定後(平成26年7月1日施行)	
		値上額	
大人(12歳以上の者)	450	460	+10
中人(6歳以上12歳未満の者)	180	180	-
小人(6歳未満の者)	80	80	-

(単位:円)
(生活文化局作成資料より監査人が作成)

入浴料金の統制額を検討するに当たり、浴場協議会は、「公衆浴場入浴料金原価計算表」を参考にしている。入浴料金の統制額の検討過程は表 D4-5-5 のとおりである。

表 D4-5-5 入浴料金の統制額の検討過程

①浴場協議会が会計調査の対象浴場選定条件を決定する。
②消費生活部が、①の条件に合致する浴場約40軒を選定する。 ・前年度選定浴場が閉鎖されていなければ、継続して選定する。 ・新規に選定する浴場については、資料提出に協力してくれる浴場を選定する。
③選定された約40軒の浴場の決算書等を参考に、消費生活部が「公衆浴場入浴料金原価計算表」を作成する。浴場協議会に対しては、公衆浴場入浴料金原価計算結果を提出し、算定方法等について説明している。
④「公衆浴場入浴料金原価計算表」を参考に、浴場協議会で入浴料金統制額の改定等について検討する。

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

現在、浴場協議会は公開で行っており、入浴料金統制額の算定方法及び入浴料金原価計算表は、当該会議で公表している。しかしながら、都民が容易に閲覧できるホームページにおいては、浴場協議会の報告資料は公表されているも

の、統制額の算定方法や入浴料金原価計算表は公表されていない。

入浴料金は、物価統制令により現在では唯一、都道府県知事が指定することとされていることからすると、消費生活部は、どのように入浴料金を指定しているかについて、広く都民に情報を公開し、もって入浴料金の透明性を確保することが必要であると考えられる。

なお、神奈川県、大阪府、福岡県などでは公衆浴場入浴料金原価計算表を公衆浴場入浴料金審議会資料の一部として、ホームページで公表している。

(意見2-26) 公衆浴場の入浴料金統制額について

公衆浴場の入浴料金統制額は、物価統制令に基づき都知事が指定することとなっている。統制額の指定に当たっては、浴場協議会に検討を依頼し、その意見を参考にしているが、都民が容易に閲覧できるホームページには入浴料金統制額の算定方法や原価計算表が公表されていないことから、消費生活部は、情報公開の透明性を確保する観点から、都民一般に対して入浴料金統制額に係る情報をより積極的に開示することとされたい。

(4) 東京都の公衆浴場対策について

① 東京都の公衆浴場対策の概要について

近年、都民の日常生活における健康の維持と適正な公衆衛生水準を確保する上で必要な公衆浴場が、浴場利用者の減少や後継者不足等による転廃業の続出で著しく減少している。このような状況の中、消費生活部は、都民の入浴機会の確保と転廃業の防止及び経営の安定化を図るため、各種助成策を実施している。

消費生活部における平成26年度の公衆浴場対策事業費決算額は5億87百万円であり、その内訳は表 D4-5-6 のとおりである。

表 D4-5-6 平成26年度公衆浴場対策事業 事業別決算額

(単位:千円)

事業名	金額	内容
① 公衆浴場への補助金交付額	189,642	区市と連携しつつ、ミニライナーや健康増進事業などが実施できる場の提供やバリアフリー化を行い、高齢社会への対応を図るなど、地域貢献度の高い浴場として施設更新する浴場に対し、改築又は改修に要する費用の一部を補助している。

公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業	113, 153	公衆浴場の使用燃料を重油等から都市ガス等のクリーンエネルギーに転換し、また、LED照明器具等を導入することに対し、経費の一部を補助することにより、省エネ等を促進し、二酸化炭素等の排出削減に寄与するとともに、公衆浴場経営の安定を図っている。
公衆浴場耐震化促進支援事業	60, 680	耐震補強工事に要する経費の一部を補助することにより、都内公衆浴場の耐震化を促進し、公衆浴場利用者の安全・安心の確保を図っている。
公衆浴場改善資金利子補助	15, 573	浴場所有者又は経営者が、特定金融機関から公衆浴場の改築その他施設の改善等のために資金の貸付けを受けた場合、その利子の一部を都が補助することにより、公衆浴場経営の安定を図っている。
設備確保資金利子補助等 (旧制度)	2, 097	施設確保資金利子補助の過年度分の助成決定に係る利子補助を行っている。
小計	381, 147	
② 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合への補助金交付額		
公衆浴場利用促進事業補助	40, 219	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合が行うホームページ掲載情報の更新やソーシャル・ネットワーク・サービスを活用した銭湯情報の発信等に要する経費について、補助金を交付することにより、公衆浴場利用者の増加を促進し、浴場経営の安定を図っている。
③ 生活保護世帯		
生活保護世帯入浴券助成	34, 659	生活保護世帯の負担を軽減するため、共通入浴券を配付することにより補助している。
④ その他		
確保浴場融資利差補助	1, 703	確保浴場への融資の促進を図るため、東浴信用組合が確保浴場に対し、日本政策金融公庫と同一の利率で貸し付けた場合に、同組合に対しその利差分を補助している。
下水道料金補助	119, 835	入浴料金の抑制と浴場経営の安定化を図るため、下水道局において浴場用下水道料金の軽減措置を講じているが、この軽減分を下水道局に繰り出している。
公衆浴場対策協議会等	9, 641	入浴料金の統制額の指定及び確保すべき浴場の選定などに関し、公衆浴場対策協議会の意見を聴取しつつ、公衆浴場対策の円滑な推進を図るため、各種問題の検討を行っている。
小計	131, 179	
合計	587, 204	

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

② 補助金交付先に対する事業継続の確認について

消費生活部は、浴場事業者の高齢化（事業者の半数以上は70歳以上）、後継者不足（3割以上の浴場は後継者がいない。）という状況の中、施設設備の改修等に要する経費補助等、ハード面に対する施策を実施している。

(i) 健康増進型公衆浴場改築支援事業

ミニデイサービスや健康増進事業などが実施できる場の提供やバリアフリー化を行い、高齢社会への対応を図るなど、地域貢献度の高い浴場として施設更新する浴場に対し、改築又は改修に要する費用の一部を補助している。

(ii) 公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業

公衆浴場の使用燃料を重油等から都市ガス等のクリーンエネルギーに転換し、また、LED照明器具等を導入する経費の一部を補助することにより、省エネ等を促進し、二酸化炭素等の排出削減に寄与するとともに、公衆浴場経営の安定を図っている。

表D4-5-7 公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業の補助率等

区分	補助率	補助限度額(千円)
クリーンエネルギー化	2/3	4,000
LED照明器具設置	1/2	750
コージェネレーション設備設置	1/2	2,250
太陽光発電システム設置	1/2	2,200
既設ガス燃料設備更新	2/3	4,000

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(iii) 公衆浴場耐震化促進支援事業

耐震補強工事に要する経費の一部を補助することにより、都内公衆浴場の耐震化を促進し、公衆浴場利用者の安全・安心の確保を図っている。

表D4-5-8 公衆浴場耐震化促進支援事業の補助率等

区分	補助率	補助限度額(千円)
応急的修繕	2/3	4,000
計画的修繕	2/3	6,600

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

これらの補助金に関して、浴場の継続的な営業が可能か検討を実施しているが消費生活部に質問したところ、以下の回答を得た。

既設公衆浴場の改築費及び改修費の一部を補助する「健康増進型公衆浴場改築支援事業」については、改築で15年間、改修で10年間、継続して営業する意思があることを書面で確認している。これについては、今まで補助金交付後に廃業した浴場はない。

煙突解体やガラス飛散防止対策等の経費の一部を補助する「公衆浴場耐震化促進支援事業」については、大規模地震に備え浴場利用者の安全を早急に確保する必要があること、また使用燃料を、重油・廃油・雑燃料から都市ガス等に転換する経費の一部を補助する「公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業」については、周辺環境の改善や省エネの促進等に迅速に取り組む必要があることから、継続的な営業を問わず補助金の交付を行っている。

そこで、継続的な営業を問わずに交付を行っている「公衆浴場耐震化促進支援事業」及び「公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業」について、事業が開始された平成20年度以降の補助金交付先の廃業状況を確認した(表D4-5-9参照)。

表D4-5-9 補助金交付後に廃業した浴場の補助金交付状況(平成20年度から平成26年度交付分)

廃業までの期間	耐震補強(※1)		ガス化(※2)		交付額合計(千円)
	件数(件)	交付額計(千円)	件数(件)	交付額計(千円)	
1年未満	1	973	-	-	973
1年以上2年未満	3	4,245	2	2,765	7,010
2年以上3年未満	7	8,719	3	4,181	12,900
3年以上4年未満	7	10,658	4	5,635	16,293
4年以上5年未満	1	1,361	4	7,575	8,936
5年以上6年未満	-	-	1	1,635	1,635
6年以上	4	6,283	4	7,897	14,180
合計	23	32,239	18	29,688	61,927

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(注) 補助金交付後に廃業した浴場は30軒であるが、複数の補助金交付を受けている浴場があるため、合計件数は41件となっている。

- ※1 公衆浴場耐震化促進支援事業
- ※2 公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業

表D4-5-9のとおり、「公衆浴場耐震化促進支援事業」及び「公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業」については、補助金交付後に比較的短期間で廃業している浴場が存在する状況である。このような状況を踏まえれば、確かに二酸化炭素排出削減による地球環境の保護や、公衆浴場利用者の安全・安心の確保を図るために都内公衆浴場の耐震化を迅速に促進することは重要であるものの、その一方で、補助金交付後数年以内に廃業が見込まれるのであれば、そのような公衆浴場に対して多額の都税を費やすことは適切ではないと言わざるを得ない。

このような観点からすれば、「公衆浴場耐震化促進支援事業」及び「公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業」についても、「健康増進型公衆浴場改築支援事業」と同様に、継続して営業する意思を書面で確認するべきであり、その上で、補助金交付から数年以内に廃業するようなケースについては補助金を返還させるなどの対策を講じることが必要であると考えられる。

(意見2-27) 補助金交付先に対する事業継続の確認について
消費生活部が実施している公衆浴場に対する補助事業のうち、「健康増進型公衆浴場改築支援事業」は補助先である公衆浴場の営業の継続性を確認しているのに対して、「公衆浴場耐震化促進支援事業」及び「公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業」はこれを確認しておらず、後者については、補助金交付後に比較的短期間で廃業している浴場が存在する状況である。したがって、有効性・経済性の観点から、前者と同様に、継続して営業する意思を書面で確認するべきであり、その上で、補助金交付から数年以内に廃業するようなケースについては補助金を返還させるなどの対策を講じることとされたい。

6. 計量の適正化事業について

(1) はかりの定期検査及び計量証明検査に関する委託契約について

計量検定所では、計量法第19条第1項に基づく定期検査及び同法第116条第1項に基づく計量証明検査を、一般社団法人東京都計量協会（以下、「計量協会」という。）に委託している。平成26年度の委託契約の内容は表D4-6-1のとおりである。

表D4-6-1 はかりの定期検査及び計量証明検査に関する委託契約の概要

件名	平成26年度はかりの定期検査及び計量証明検査業務委託
契約相手	一般社団法人東京都計量協会
委託内容	計量法第19条第1項に基づく定期検査及び同法第116条第1項に基づく計量証明検査
契約金額	123,290,057円（税込）
予定価格	123,290,057円（税込）
落札率	100.0%
契約期間	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
契約方法	特命随意契約

（生活文化局作成資料より監査人が作成）

契約相手である計量協会は、都内で唯一の指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関であり、本契約は特命随意契約により締結されている。委託金額の決定方法としては、仕様書に基づき計量協会の見積書を徴取し、内容を確認の上、決定していることである。

本契約においては、予定価格の積算資料である契約目途額内訳において委託に要する経費として表D4-6-2の費目が挙げられている。

表D4-6-2 委託に要する経費として挙げられた費目

費目	内容（要約）
1. 直接経費	
①普通旅費	区部・多摩地区の旅費、事務連絡費
②光熱水費	軽油代
③一般需用費	通知印刷代、スレッカー代、地図、消耗品費
④修繕費	検査用機器修理
⑤役務費	切手代、携帯電話代
⑤使用料及賃借料	雇上げ経費、道路使用許可申請手数料、PCレンタル代
⑦委託料	ソフト年次点検代、クレーン年次点検代
⑧人件費	計量士・補助員人件費、技術教育費
⑨時間外勤務手当	計量士・補助員の時間外手当
⑩一般賞金	事務作業員賞金
⑪島上検査経費	島上出張費
⑫保険料	賠償責任保険代
2. 事務手数料	「1.直接経費」の10%
3. 消費税	「1.直接経費」及び「2.事務手数料」の合計の8%

（「契約目途額内訳」より監査人が作成）

委託に要する経費として、表D4-6-2に挙げられている費目について、計量検定所が経費として認める範囲を確認するため、経費の算出方針の提示を求めたところ、明文化されたものは存在しないという回答であった。

ここで、当該委託契約の積算において、人件費以外に、詳細な旅費、一般需用費、役務費、使用料及賃借料等の費用を積算しており、必要経費が個別に積み上げられていること、さらには、直接経費に事務連絡費、消耗品費、技術教育費、事務作業員賞金など、管理費的な経費を計上していることから勘察すると、経費項目の性質を考慮せず、無条件に直接経費に対する掛け目で事務手数料を積算するのは不適切であると考えられる。

また、事務手数料を直接経費の「10%」とした理由について、計量検定所に質問したところ、「本業務委託のみならず他の業務委託契約においても、事務手数料として10%を計上している例が多いと認識している」との回答を得た。また、事務手数料の内容は、「事務手数料は当該委託事業を行うために必要な経費であって、当該委託事業に要した経費としての抽出・特定が困難なもの」としていることであった。

このように、委託契約において、一律で直接経費の10%を事務手数料とするなど、直接経費の内訳に費用項目を上げれば上げるほど、その費用の性質に関わ